

## 令和3年8月11日からの豪雨による被災者に対する 住宅再建に係る支援について

### 1 要旨

今回の豪雨による住宅被害への対応として、被災者に対し県営住宅を無償提供するとともに、災害救助法の対象となった市町（広島市、三次市、安芸高田市、北広島町）においては、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供与の支援制度が活用できることからこれらについて県の対応を報告する。

### 2 主な対応状況

主な支援制度	県の対応
<p><b>1 県営住宅の無償提供</b> 災害で被災した者で当面居住が困難な者を対象に、当面6ヶ月の間、県営住宅を無償で提供する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提供可能な県営住宅55戸*（広島市33戸、その他の市町22戸（9月10日時点））を被災市町に示し、市町営住宅と一体となって対応している。 ※詳細は【参考1】参照</li> <li>○ 8月19日（木）から、県ホームページにおいて情報提供している。 <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/2021typ20.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/108/2021typ20.html</a></li> </ul>
<p><b>2 被災住宅の応急修理</b> 災害で自宅が一定の被害（準半壊以上）を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>※制度の詳細は【参考2】参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 応急修理の申請受付窓口となる市町に対し、制度の説明や実施要領等の資料提供、実施に当たっての助言などの支援を実施している。</li> <li>○ 「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書」に基づき、協定締結団体*と連携して、応急修理を行う修理業者リストの作成・提供、住民周知活動などの支援を実施し、8月23日から全市町で受付を行っている。</li> </ul> <p>※（一社）広島県工務店協会、広島県建設労働組合、 （一社）災害復旧職人派遣協会</p>
<p><b>3 応急仮設住宅の供与</b> 災害で自宅が倒壊するなど住むことができなくなった被災者に対して仮設住宅の供与を行う。</p> <p>※制度の詳細は【参考3】参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災住民の仮設住居ニーズを市町と連携して把握し、必要に応じて民間の賃貸住宅を利用した賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与を行う。</li> <li>○ みなし仮設住宅の供与について、所管する内閣府と実施基準等の協議を完了したので、災害協力協定を締結している不動産関係団体及び受付窓口となる市町と連携・調整し、広島市については8月27日から受付を開始し、その他の市町については準備を進めている。</li> </ul>

### 3 その他対応状況

被災者の住宅再建に向けた建築相談や再建融資制度等の周知活動を検討する市町を支援するため、建築関係団体や住宅金融支援機構等へ協力要請を行った。

【参考 1】

提供する県営住宅（55 戸）

市町	広島市	海田町	坂町	廿日市市	呉市	東広島市	竹原市	三原市	三次市	庄原市	合計
戸数	33	4	5	1	5	1	3	1	1	1	55

【参考 2】

応急修理の制度概要

(1) 対象者

次の全ての要件を満たす者

- ア 準半壊以上の被害を受けたこと
- イ 応急修理を行うことで、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ウ 自らの資力では応急修理をすることができないこと

(2) 応急修理の範囲

災害による被害を受けた住宅の日常生活に必要な最小限度の部分（居室、炊事場、便所等）で、緊急を要する箇所（屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備）について実施する。その他要件は、次のとおり。

- ア 当該災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- イ 内装に関するものは原則として一部を除き対象とならない。

(3) 応急修理の限度額

- ア 大規模半壊、中規模半壊または半壊 595,000 円以内
- イ 準半壊（損傷割合が 10%以上 20%未満のもの） 300,000 円以内

(4) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から 6 か月以内に応急修理を完了する必要がある。ただし、特別な事情がある場合は、これを延長する場合がある。

【参考 3】

応急仮設住宅の制度概要（出典：内閣府 HP）

(1) 対象者

住家が全壊、全焼又は流出した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者等。

(2) 期間

完成の日から最長 2 年（1 年ごとに期間延長可）

(3) 応急仮設住宅の種類

災害救助法に基づく応急仮設住宅は、「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を活用した「賃貸型応急住宅」及びその他適切な方法によるものがある。

1. 建設型応急住宅

例：プレハブ・木造など

※ 給排水配管、電気等の接続をしたもの



2. 賃貸型応急住宅

（いわゆる、みなし仮設）

例：民間賃貸住宅



避難所で生活されている被災者が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から、民間賃貸住宅を応急仮設住宅として供与している。

3. その他

例：トレーラーハウス  
コンテナハウスなど

